



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)  
第 8 4 8 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (236) (県民課) . . . . . 2 審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正 (237) (〃) . . . . . 4 消防法による指定試験機関の変更の届出 (2件) (238・239) (消防防災課) . . . . . 4 特定計量器の定期検査の実施 (240) (くらしの安心推進課) . . . . . 5 県道の路線の変更 (241) (道路企画課) . . . . . 5 県道の区域の変更 (242) (〃) . . . . . 6 県道の供用の開始 (243) (〃) . . . . . 7 過疎地域自立促進特別措置法による市道の新設に関する工事の廃止 (244) (〃) . . . . . 7 港湾法による臨港地区の設定 (245) (空港港湾課) . . . . . 7 鳥取県港湾管理条例による制限区域の指定の一部改正 (246) (〃) . . . . . 8 指定介護予防サービス事業者の指定 (247) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 9 介護老人保健施設の開設の許可 (248) (〃) . . . . . 10 開発行為に関する工事の完了 (249) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 10 指定代理納付者の指定 (250) (会計指導課) . . . . . 10
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (8) . . . . . 11
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等の禁止等に関する指示 (1) . . . . . 11 コイの持出し等を禁止する水域の範囲 (2) . . . . . 12 平成25年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量 (3) . . . . . 14
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課) . . 14

# 告 示

**鳥取県告示第236号**

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
一般用医薬品に係る登録販売者試験	”	”	福祉保健部 健康医療局 医療指導課 各総合事務所  <u>東部福祉保健事務所</u>	一般用医薬品に係る登録販売者試験	”	”	福祉保健部 健康医療局 医療指導課 各総合事務所（ <u>八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。</u> ）
調理師試験	”	”	生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課 各総合事務所  <u>東部生活環境事務所</u>	調理師試験	”	”	生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課 各総合事務所（ <u>八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。</u> ）
狩猟免許試	知識試験	試験結果	生活環境部	狩猟免許試	知識試験	試験結果	生活環境部

験	の得点及び技能試験の得点	の通知日から 1 月間	緑豊かな自然課 各総合事務所  東部生活環境事務所
略			
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	生活環境部 くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事務所  東部生活環境事務所
略			
産業人材育成センター 入校選考試験のうち倉吉校に係るもの	科目別得点、総合得点及び順位	〃	産業人材育成センター 倉吉校
産業人材育成センター 入校選考試験のうち米子校に係るもの	〃	〃	産業人材育成センター 米子校
略			
採石業務管理者試験	試験の可否、科目別得点及び総合得点	〃	県土整備部 治山砂防課 各総合事務所 各県土整備事務所
略			

験	の得点及び技能試験の得点	の通知日から 1 月間	公園自然課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）
略			
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	生活環境部 くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）
略			
高等技術専門校入校選考試験のうち倉吉高等技術専門校に係るもの	科目別得点、総合得点及び順位	〃	倉吉高等技術専門校
高等技術専門校入校選考試験のうち米子高等技術専門校に係るもの	〃	〃	米子高等技術専門校
略			
採石業務管理者試験	試験の可否、科目別得点及び総合得点	〃	県土整備部 治山砂防課 各総合事務所
略			

略	略
---	---

**鳥取県告示第237号**

平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1～5 略 6 会議開催の周知 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項について <u>県民課、中部総合事務所地域振興局並びに西部総合事務所地域振興局及び日野振興センター日野振興局</u> （以下「 <u>県民課等</u> 」という。） <u>において閲覧</u> に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「 <u>とりネット</u> 」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。 （1）～（8） 略 7～10 略	1～5 略 6 会議開催の周知 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を <u>県民課並びに東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局</u> （以下「 <u>県民課等</u> 」という。） <u>で閲覧</u> に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「 <u>とりネット</u> 」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。 （1）～（8） 略 7～10 略

**鳥取県告示第238号**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項の規定により、指定試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更前	変更後	変更年月日
財団法人消防試験研究センター	一般財団法人消防試験研究センター	平成25年4月1日

**鳥取県告示第239号**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第2項の規定により、指定

試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同法第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第3項の規定により告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更前	変更後	変更年月日
財団法人消防試験研究センター	一般財団法人消防試験研究センター	平成25年4月1日

**鳥取県告示第240号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成25年5月15日（水）	午後1時から 午後3時まで	境港市上道町3000 境港市役所
〃	平成25年5月17日（金）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成25年5月21日（火）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成25年5月23日（木）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成25年5月27日（月）	〃	〃

**鳥取県告示第241号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、県道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	旧新の別	路線名	起点	終点	重要な経過地
------	------	-----	----	----	--------

169	旧	下市停車場線	下市停車場	西伯郡大山町下甲	
	新	下市停車場線	下市停車場	西伯郡大山町上市	
186	旧	岩美停車場河崎線	岩美停車場	岩美郡岩美町大字河崎	
	新	岩美停車場河崎線	岩美停車場	岩美郡岩美町大字新井	
190	旧	金沢伏野線	鳥取市金沢	鳥取市伏野	
	新	金沢伏野線	鳥取市松原	鳥取市伏野	
195	旧	鷹狩渡一木線	鳥取市用瀬町鷹狩	鳥取市河原町渡一木	
	新	鷹狩渡一木線	鳥取市河原町釜口	鳥取市河原町渡一木	
236	旧	巖城上灘線	倉吉市巖城	倉吉市東巖城町	
	新	巖城上灘線	倉吉市巖城	倉吉市見日町	
243	旧	中高妻木線	西伯郡大山町中高	西伯郡大山町妻木	
	新	中高妻木線	西伯郡大山町平木	西伯郡大山町妻木	
261	旧	青谷停車場線	青谷停車場	鳥取市青谷町吉川	
	新	青谷停車場線	青谷停車場	鳥取市青谷町青谷	
286	旧	菅沢日野線	日野郡日南町菅沢	日野郡日野町黒坂	
	新	菅沢日野線	日野郡日南町菅沢	日野郡日野町下菅	
292	旧	八坂鳥取停車場線	鳥取市八坂	鳥取停車場	
	新	八坂鳥取停車場線	鳥取市国安	鳥取停車場	
300	旧	米子環状線	米子市陰田町	米子市夜見町	
	新	米子環状線	米子市陰田町	米子市葭津	

## 鳥取県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
上井北条線	変更前	倉吉市上井町一丁目1-2地先から同市上井町二丁目1-1地先まで	9.6~53.8	333.0
	変更後	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井町二丁目1-1地先まで	9.6~17.2	7.0
大坪隼停車場線	変更前	八頭郡八頭町大坪字万蔵123-1地先から同町山路字堂前8-3地先まで	4.1~32.9	1,185.0
	変更後	八頭郡八頭町大坪字長田184-1地先から同町山路字堂前8-3地先まで	4.6~30.2	934.0
		八頭郡八頭町大坪字万蔵123-1地先から同町山路字堂前15-7地先まで	4.1~32.9	1,149.0

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉停車場線	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井町二丁目2-1地先まで	変更前	10.9~32.9	112.0
		変更後	10.4~32.9	111.0

**鳥取県告示第243号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
上井北条線	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井町二丁目1-1地先まで	平成25年3月29日
倉吉停車場線	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井町二丁目2-1地先まで	〃
大坪隼停車場線	八頭郡八頭町大坪字万蔵123-1地先から同町山路字堂前8-3地先まで	〃

**鳥取県告示第244号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく市道の新設に関する工事を次のとおり廃止しようとするので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 廃 止 の 日
鳥取市道南岸線	鳥取市佐治町古市字井領131-1地先から同市佐治町大井字縄手255-5地先まで	新設	平成25年3月31日
	鳥取市佐治町大井字鷲ヲロシ303-9地先から同市佐治町大井字聖坂700地先まで		
	鳥取市佐治町森坪字井出上310-10地先から同地先まで		

**鳥取県告示第245号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、及び縦覧に供する。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 地 区 名 逢坂港臨港地区
- 2 位 置 西伯郡大山町塩津地区及び岡地区
- 3 区 域 別図のとおり
- 4 縦 覧 場 所 鳥取県県土整備部空港港湾課  
(「別図」は、省略し、縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第246号**

平成16年鳥取県告示第488号(鳥取県港湾管理条例による制限区域の指定について)の一部を次のように改正し、平成25年 4 月 1 日から施行する。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>1 号岸壁制限区域</u></p> <p>1 略</p> <p>2 陸域</p> <p>①の地点と次の(2-1)の地点を結んだ線、次の(2-1)の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(2-1)の地点 ①の地点から357度11分3秒209.47メートルの地点</p> <p>(3-1)の地点 (2-1)の地点から74度30分54秒41.93メートルの地点</p> <p>(4-1)の地点 (3-1)の地点から185度17分15秒36.94メートルの地点</p> <p>⑤の地点 (4-1)の地点から87度12分9秒46.28メートルの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から176度12分42秒11.08メートルの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から128度46分54秒16.67メートルの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から170度56分41秒154.24メートルの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から221度22分47秒18.38メートルの地点</p>	<p>1 略</p> <p>2 陸域</p> <p>①の地点と次の(2-1)の地点を結んだ線、次の(2-1)の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(2-1)の地点 ①の地点から357度11分3秒209.47メートルの地点</p> <p>(3-1)の地点 (2-1)の地点から74度30分54秒21.82メートルの地点</p> <p>(4-1)の地点 (3-1)の地点から177度7分20秒32.15メートルの地点</p> <p>⑤の地点 (4-1)の地点から87度12分9秒60.67メートルの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から176度12分42秒11.08メートルの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から128度46分54秒16.67メートルの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から170度56分41秒154.24メートルの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から221度22分47秒18.38メートルの地点</p>



<p>⑩の地点 ⑨の地点から271度57分38秒78.73 メートルの地点</p> <p><u>3号岸壁制限区域</u></p> <p><u>1 水域</u></p> <p><u>①の地点と次の⑪の地点を結んだ直線、⑪の地点と次の⑫の地点を結んだ直線、⑫の地点と②の地点を結んだ直線及び②の地点と①の地点を結んだ直線により囲まれた区域</u></p> <p><u>⑪の地点 ①の地点から177度11分3秒130.00</u> メートルの地点</p> <p><u>⑫の地点 ⑪の地点から267度11分3秒50.00</u> メートルの地点</p> <p><u>2 陸域</u></p> <p><u>①の地点と⑩の地点を結んだ直線、⑩の地点と⑨の地点を結んだ直線、⑨の地点と次の⑬の地点を結んだ直線、次の⑬の地点から⑭の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑭の地点と①の地点を結んだ直線により囲まれた区域</u></p> <p><u>⑬の地点 ⑨の地点から180度45分42秒8.13</u> メートルの地点</p> <p><u>⑭の地点 ⑬の地点から91度41分26秒5.96</u> メートルの地点</p> <p><u>⑮の地点 ⑭の地点から131度13分27秒16.25</u> メートルの地点</p> <p><u>⑯の地点 ⑮の地点から167度38分55秒60.20</u> メートルの地点</p> <p><u>⑰の地点 ⑯の地点から186度5分48秒12.77</u> メートルの地点</p> <p><u>⑱の地点 ⑰の地点から213度50分50秒14.51</u> メートルの地点</p> <p><u>⑲の地点 ⑱の地点から253度43分46秒115.20</u> メートルの地点</p> <p><u>⑳の地点 ⑲の地点から294度14分53秒3.36</u> メートルの地点</p>	<p>⑩の地点 ⑨の地点から271度57分38秒78.73 メートルの地点</p>
---	---

#### 鳥取県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 3 月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ストレングス	デイサービスウィズ	米子市西福原四丁目 5-49	平成25年 3 月27日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第248号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第94条第 1 項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 3 月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
医療法人昌生会	介護老人保健施設新田	米子市中島二丁目 1-46	平成25年 4 月 1 日

**鳥取県告示第249号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により告示する。

平成25年 3 月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成24年11月 1 日 鳥取県指令第201200097622号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市渡町字下小堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市外江町3831  
比田 賢二  
比田 亜希

**鳥取県告示第250号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 第 6 項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の 2 の規定により告示する。

平成25年 3 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目 7-1	インターネットを利用して納付する自動車税本税	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 8 号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
1 略	1 略																		
2 老人ホーム	2 老人ホーム																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアハウスル・サン テリオン</td> <td>倉吉市山根55-234</td> </tr> <tr> <td><b>有料老人ホームけあ ホームひまわり関金</b></td> <td><b>倉吉市関金町関金宿1891 -10</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		ケアハウスル・サン テリオン	倉吉市山根55-234	<b>有料老人ホームけあ ホームひまわり関金</b>	<b>倉吉市関金町関金宿1891 -10</b>	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアハウスル・サン テリオン</td> <td>倉吉市山根55-234</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		ケアハウスル・サン テリオン	倉吉市山根55-234	略	
施設名	所在地																		
略																			
ケアハウスル・サン テリオン	倉吉市山根55-234																		
<b>有料老人ホームけあ ホームひまわり関金</b>	<b>倉吉市関金町関金宿1891 -10</b>																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
ケアハウスル・サン テリオン	倉吉市山根55-234																		
略																			
3 <u>身体障害者支援施設</u>	3 <u>身体障害者更生援護施設</u>																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	略																
略																			
略																			
4 略	4 略																		

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し等について次のとおり指示する。

平成25年3月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

#### 1 指示内容

##### (1) コイの持出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水

面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 当該水域においては、捕獲したコイをその場で再放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

**鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号**

平成25年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号（コイの持出し等の禁止等に関する指示について）に基づき、コイの持出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成25年3月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 千代川水系のうち次に掲げる水域

(1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流

(2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路

(3) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続する全ての用水路

(4) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続する全ての用水路

(5) 八頭郡八頭町下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続する全ての用水路

(6) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川

(7) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川

(8) 八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続する全ての用水路

(9) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路

(10) 鳥取市の湖山池

2 天神川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流
  - (2) 倉吉市巖城の巖城堰より下流の小鴨川
  - (3) 倉吉市八幡町の小鴨川から取水する鉢屋川及び玉川並びにそれらに接続する全ての用水路
  - (4) 倉吉市上井の羽合堰から取水する羽合用水及びそれに接続する全ての用水路
- 3 日野川水系のうち次に掲げる水域
- (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
  - (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
  - (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
  - (5) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (6) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
  - (10) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (11) 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続する全ての用水路
  - (12) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
  - (14) 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
  - (16) 伯耆町二部の白濁橋より下流の野上川
  - (17) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続する全ての用水路
  - (18) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
  - (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
  - (20) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (21) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続する全ての用水路
  - (22) 伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。以下「久古堰堤」という。）から取水する三崎井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (23) 久古堰堤より下流の別所川
  - (24) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
  - (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
  - (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (28) 伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 4 1 から 3 まで以外の水系のうち次に掲げる水域
- (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続する全ての用水路
  - (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続する全ての用水路
  - (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続する全ての用水路
  - (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続する全ての用水路
  - (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
  - (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続する全ての用水路

- (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続する全ての用水路  
 (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川  
 (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続する全ての用水路  
 (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川  
 (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川  
 (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川  
 (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手  
 (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手  
 (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水する全ての用水路並びにそれらに接続する全ての用水路  
 (18) 東郷池及び橋津川

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号

平成25年度における第 5 種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第 1 号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	1,020千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	194千尾
内共第 2 号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	130千尾
			溪流魚	種苗の放流	63千尾
内共第 3 号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	1,770千尾 (うち汲み上げ放流330千尾)
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	100千尾
			うなぎ	種苗の放流	40キログラム
内共第 4 号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	産卵用網設置	4か所
			うなぎ	種苗の放流	30キログラム
			わかさぎ	種苗の放流	10,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	産卵床の造成	2,000平方メートル
内共第 5 号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	種苗の放流	50キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	産卵床の造成	2,000平方メートル
			えび	産卵床の造成	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじますの合計を指す。

**公 告**

平成24年鳥取県公報第8459号で公告したスーパーセンタートライアル鳥取千代水店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成25年4月12日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため